

霧島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

霧島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

霧島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年霧島市条例第284号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「住居手当」の次に「、地域手当、単身赴任手当」を加える。

第8条の次に次の2条を加える。

（地域手当）

第8条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して市長が定める地域に在勤する職員に支給する。

（単身赴任手当）

第8条の3 単身赴任手当は、公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他市長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して市長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

第21条中「第8条」の次に「、第8条の2」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

市企業職員も市一般職員と同様の取り扱いをするため、霧島市職員の給与に関する条例（平成17年霧島市条例第64号）の一部改正に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。